

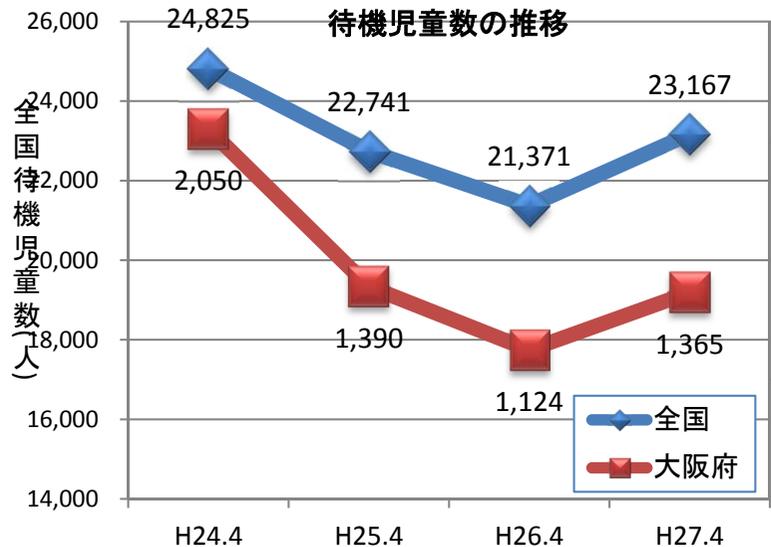
関西圏国家戦略特別区域会議（第9回） ～ 大阪府提出資料 ～

- ◆待機児童解消対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・1頁
- ◆特区民泊に係る最低滞在日数の短縮・・・・・・・・・・5頁
- ◆提案中の優先協議項目
 - ① 特区医療機器薬事戦略相談の医薬品への拡大・・・・6頁
 - ② 都市農業の振興のための国家戦略特区提案・・・・7頁

2016年5月10日 大阪府知事 松井 一郎

「待ったなし」の待機児童対策

子ども・子育て支援新制度や待機児童解消加速化プランにより、保育所等整備や人材確保を進めているが、都市部を中心に待機児童は増加。今後の潜在需要も見込み、さらなる対策が必要。



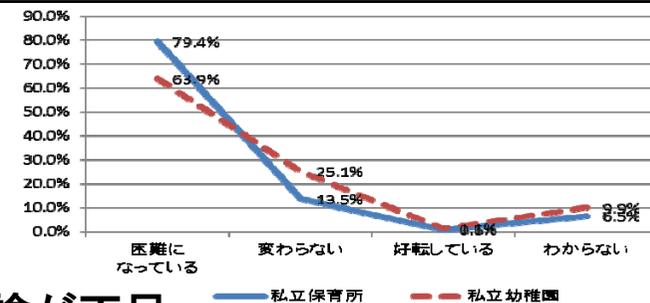
市町村	27.4.1 (人)	27.10.1 (人)
大阪市	217人	511人
豊中市	253人	385人
茨木市	186人	326人
東大阪市	206人	324人
堺市	54人	273人
...
計	1,365人	3,349人

50人以上の待機児童がある市町村数
6市 ⇒ 17市 / 43

- 待機児童数増加の要因(聞き取り)
- (1)新制度による潜在的な保育ニーズの掘り起こし
⇒保育所等整備を進めているが、追い付いていない
 - (2)就学前児童の増加(都心回帰、タワーマンション建設等の再開発等)
⇒土地がない、あるいは賃料が高額な地域では、保育所等整備がなかなか進まない
 - (3)保育士確保の困難さ
 - (4)工事費の高騰や土地の確保の困難さ

保育サービスを支える人材確保の状況

- ・保育士の有効求人倍率 約2倍(全国平均、大阪府)最大約5倍(東京都)H27.11)
- ・約8割の保育園が「5年前と比較し保育士確保が困難」(H26.1大阪府)
- ・今後、H29年度には約7.4万人(全国)、約1,500人(大阪府)の保育士・保育教諭が不足
大阪府では、潜在保育士の活用、国家戦略特別区域限定保育士試験などにより確保を目指す、一億総活躍社会の実現に向けた保育の受入枠の拡大等により さらなる確保が必要



大阪府・市の待機児童対策

■ 保育所整備をはじめとする保育の量的拡大

- ・安心子ども基金を活用した保育所整備：H24～27年度（予定含む）の4年間で12,553人分(うち大阪市4,470人分)の保育の拡大
- ・認定子ども園への移行支援：すべての公私立の保育所・幼稚園・認定子ども園のうち、約2割が認定子ども園（28年4月現在）
- ・事業所内保育施設の設置促進（府）：コーディネーターを配置し、設置を検討している企業への相談支援
- ・公示地価が高い地域において、新たな賃料補助を行うことによる保育所整備の促進（大阪市）

■ 既存ストックの活用

- ・府営住宅空き室活用（府営島本江川住宅に小規模保育事業、豊中上新田住宅に一時預かり事業 など）
- ・小中学校余裕教室の活用（豊中市、岬町など）
- ・**豊中市営公園での保育所整備（豊中市） 今後認定申請希望**
- ・未利用の公有財産（土地・建物）を活用した保育所整備（大阪市北区、福島区など）

今年度は、
地域限定保育士試験を
都道府県として唯一実施。

■ 保育士の確保や処遇改善

- ・**国家戦略特別区域限定保育士試験の実施による新たな保育士確保：例年比2.15倍の保育士確保（1,359人）**
- ・保育士・保育所支援センターを活用した潜在保育士の掘り起し:登録者874人（28年3月現在）
- ・保育士修学資金貸付等事業による新規人材確保（28年度～）：約1,800人分の予算を確保
- ・保育士の処遇改善：子ども・子育て支援新制度における給与改善、国への働きかけ

■ 同一労働同一賃金に向けた取り組み（大阪市）

- ・民間施設の実態調査に基づいた公立保育所の保育士給与表を新設
- ・任期付職員の処遇改善（給与改定、前歴加算、昇給制の導入）

- ・総合的な対応を講じているが、ますます顕在化を続ける需要に追いつかない。
- ・分権の時代、住民に身近な保育行政は、それにかかる権限、財源を地方に移譲し、地方の判断と責任において実施するのが、本来のあるべき姿。

先駆けとして“特区のルールは特区で決める”ことを基本に据えた大阪発の提案をする

国家戦略特区による待機児童解消対策の提案

【提案1】 特区内では、保育所設置基準を自治体の判断と責任で決定

保育の受け皿拡大にあたり、現在は、保育士配置要件や面積基準などの「センターピン」がことごとく自治体に裁量の余地がない「従うべき基準」。特区内においては、待機児童解消のため、認可保育所の設置・運用にかかるすべての要素について、自治体の判断と責任で決定できるようにしたい。

① 保育に従事する人員の配置基準

検討例)

- 保育人員配置基準に占める保育士の割合（現在は、認可保育所で2/3以上、小規模保育所で5割以上）を自治体が独自に判断できるようにする。
- その際、「准保育士（仮称）」（提案2と連動）、さらには子育て支援員や保育ママなどの多様な人材を活用できるようにする。（現在は、幼稚園教諭等のみ可）
- ★ 但し、保育士資格を有する主任・担任等を配置するなど質の担保措置をとる。

② 保育所の面積基準

検討例)

- 現在は、保育所の面積基準は全国一律。ただし、厚生労働省の指定基準（①前々年の待機児童が100人以上。②三大都市圏の住宅地の公示価格の平均額を上回る）を満たす場合に限り、面積要件緩和が認められている。
- 特区内で待機児童解消プランに取り組むすべての市町村に面積要件緩和のための裁量権を与える。
- 認定こども園にも適用する。
- ★ 但し、安全性確保のため人材・スペース・設備の確保、安全観察等を義務付ける。

③ その他、園庭、採光など設置基準も地域の実情で決定

国家戦略特区による待機児童解消対策の提案

【提案2】 特区内における「准保育士(仮称)」の創設

保育の現場で多様な人材が「保育士」と協働することで、保育の量の拡大と保育の質の確保をめざす。そのため、「保育士」をサポートする多様な人材のひとつとして、特区内限定版の「准保育士(仮称)」を創設し、「提案1」の人員配置基準内に位置づけたい。

検討例)

- ターゲットは、M字カーブの30代～40代の子育て経験者や保育士試験の一部科目合格者など。
- 一定の養成研修カリキュラムと独自の実務重視型の検定制度により質を確保する。
- 現在の「保育士」試験(全国一律)の受験科目や養成カリキュラムの内容などと比較衡量し、「保育士」へのステップともなるよう、制度設計に着手する。

【提案3】 保育にかかる情報公開、ガバナンス改革

「保育の質の担保」「保育士の処遇改善」を図るため、保育所を運営するすべての法人(社会福祉法人・株式会社など)に対する情報公開、ガバナンス改革を徹底する。

検討例)

- 個々の運営主体ごとに、保育士の賃金(モデル賃金)、人件費割合、内部留保額などを公表することにより、保育士の処遇や経営の健全性の「見える化」を図る。
- 第三者評価導入を義務付ける。

特区民泊に係る最低滞在日数の短縮について（大阪府・大阪市）

- ・大阪府では本年4月から申請を受け付けているが、事業者の反応は低調。
- ・事業者アンケートでは「7日以上滞在要件」を課題とする声が多（約8割が回答）
- ・国家戦略特区の趣旨を実現させ、増大するインバウンドなどの滞在ニーズに対応するため、有効な制度改善として、「最低滞在日数の短縮化（例：7日→3日）」について検討をお願いしたい。

外国人滞在施設経営事業（特区民泊）

国家戦略特区による旅館業法の特例

※5月9日現在

- ・東京都大田区（平成28年1月～） 認定13件
- ・大阪府（平成28年4月～） 認定1件
- ・大阪市（平成28年10月～予定）

■最低滞在日数

「7日から10日の間で条例で定める日」（特区法施行令）

⇒大阪府は7日と規定

大阪府における観光客等の宿泊日数（1施設あたりの宿泊日数）

平成27年通年	全タイプ平均	宿泊施設タイプ			
		旅館	ビジネスホテル	シティホテル	簡易宿所
宿泊者全体	1.44	1.24	1.43	1.46	1.71
うち外国人	1.68	1.52	1.61	1.73	1.79

資料：宿泊旅行統計（観光庁）

民泊を取り巻く状況

- ✓ 外国人を含む観光客等の宿泊日数は、増加はしているものの、施設あたりでは2泊に満たない。
- ✓ 特区民泊実施を検討する大多数の事業者からも「期間7日以上」を課題として指摘。
- ✓ 一方で、4月から旅館業法に基づく簡易宿所の面積基準が緩和され、1泊からの民泊が可能に。

外国人滞在施設経営事業（特区民泊）に関するアンケート結果

・平成28年3月29日説明会時実施。アンケート回収総数 113件

◆特区民泊の申請を行うにあたっての課題（回答多い順）

- ・施設を使用させる期間が7日以上 90件
- ・近隣住民への説明が必要なこと 37件
- ・施設利用中に、滞在者の状況確認が必要な点 29件
- ・国の旅館業法の規制緩和の動き 24件

特区医療機器薬事戦略相談の医薬品への拡大

【革新的医療機器の開発迅速化】

■大阪からの提案により特区医療機器薬事戦略相談制度の創設[H27.11]

◆全国に先駆け、大阪大学医学部附属病院が本制度の活用を開始

※H28.2特区事前面談 ⇒ H28.5対面助言実施予定

◆今後10以上の案件での活用を予定

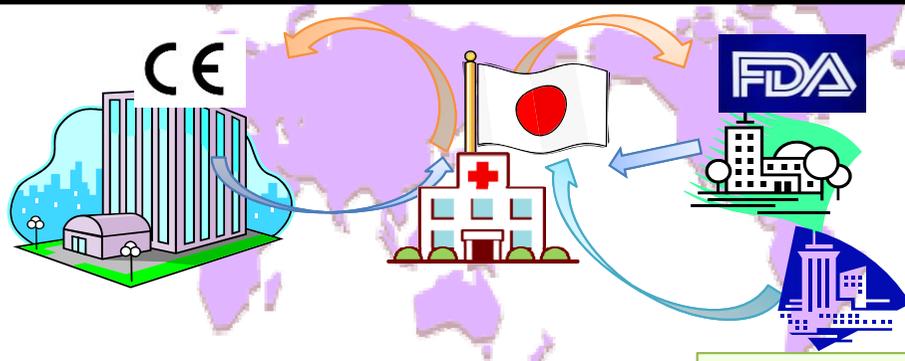
スピード感をもって、
革新的医療機器の
開発を推進

しかし、医療機器だけでは、不十分
医療機器と医薬品の両輪で
医療イノベーションを強力に推進する必要あり

医療上特に必要性の高い「**医薬品への拡大**」でイノベーションの更なる加速化が期待

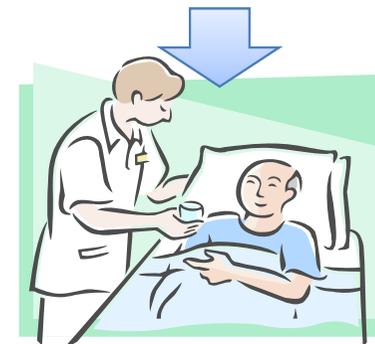
特区内で早期から一貫して開発。開発費用の適正化(大幅な削減)と
開発期間を3~4年短縮

開発費用が下がり、
価格も低下



世界に先駆けて得られた
特区での臨床データが
世界の承認に活用

世界中の企業が
日本で開発



患者へのより早いアクセスで患者が集積
早期実用化により世界から企業が集積

日本の医療産業の発展と
保険医療財政の改善

医療費の削減

■ 提案概要

大阪府南部（岸和田丘陵地区）にて都市農業のパイロットケースを確立するため、以下3つの規制改革を進めたい。
～ **大阪府、岸和田市、JAいずみの等が共同提案！ 岸和田市農業委員会も提案内容に同意！** ～

■ 提案内容と民間事業者等の声

規制緩和提案の概要

① 株式会社の農地取得条件緩和

- リース方式による参入後、一定期間を経過し、農業経営が安定していると農業委員会が認めれば、農業生産法人と見なし、農地購入を可能とする

② 農地への全面コンクリート打設解禁

- 農地に全面コンクリート打設した農産物の生産施設設置を容認
- 固定資産税・相続税・贈与税については、農地として評価

③ 農地転用規制の緩和

- 従業員用更衣室、トイレ、事務室等を農地法及び農振法上の「農業用施設」に位置付け

事業者の声

- 経営判断等の観点から、一般企業等のままでの農地所有を希望
- 返却リスク、施設等の償却、地権者調整等の懸念からリースより購入を選択

- 先進農業には、安全・衛生管理、施設メンテナンス、環境コントロール（ICT農業）が可能な全面コンクリート打設の農地を望む声が圧倒的に多い

- ほぼ全ての法人で、現在認められている面積基準では不足との声

民間事業者も規制緩和実現に期待し、本提案に賛成の立場！